

## 社外通報受付窓口のご利用について

早稲田大学リーガルクリニック  
担当責任 弁護士 浜辺陽一郎

- 1 この社外通報受付窓口（以下「窓口」といいます。）の運用は、オリンパス株式会社の社規則「コンプライアンスヘルプライン運用規程」及び「コンプライアンスヘルプライン運用細則」（以下「同社規程」といいます。）のルールに従って行います。
- 2 この窓口は、オリンパス・グループの健全な事業活動を推進するとともに、オリンパス株式会社の業務の適正を確保するために、同社の自浄作用を発揮できるように可能な限り最善の運用を図るものです。窓口では、通報の受領のほか、疑問等に対するご相談にも応じます。ただし、窓口を担当する弁護士事務所は、オリンパス株式会社を依頼者として、同社のためにコンプライアンスヘルプライン制度の窓口対応業務・運用業務を行うものであり、通報者を法律相談等の依頼者とするものではないことにご留意ください。
- 3 この窓口で受領した通報の内容について、必要に応じてオリンパス株式会社においてコンプライアンスヘルプラインを担当する適切な部署に対し、事実関係の調査を行わせることができます。

また、同社規程に従って、通報者ご本人の承諾が得られた場合を除き、お名前などの個人が特定されうる情報を、この窓口から、コンプライアンスヘルプライン担当部署を含む他の業務部門等に対して、通知することはありません。

なお、お名前などを通知しないことで、同社による調査など、コンプライアンスヘルプラインの対応に制約が生じる場合がありますので、この通報制度の趣旨に適合したご利用をお願いします。
- 4 この窓口に通報された場合、通報者に対しては、当該通報と同じ方法で通報から20日以内に必要に応じて調査を行う旨の通知を行いますが、匿名者からの通報に対してはこの通知を行いません。また、その後の調査結果についての通報者に対する結果のご報告については、同社との協議によって定めた結果に従って行うこととなります。
- 5 通報対象事実は、改正された同社規程の施行前に起きた問題も、同社規程に従って取り扱うことができますが、既にオリンパス株式会社又は社規則「関係会社管理規程」に定める国内子会社が当事者となっている訴訟等の法的手続き（国内外を含む。）が開始されている事項に関連する問題については、同訴訟の取り扱い担当者に報告され、同社の

ために利用されることもあり、独立して新たな調査の対象とすることはできないことがあることにご留意ください。

- 6 通報方法については、電子メール、郵便又はFAXによる方法が確実であると思われ  
ますが、お電話により窓口を利用される場合には、まず「オリンパスの内部通報をお願  
いします」とお伝えください。お電話による場合、担当弁護士が直ちに対応できないこ  
とがあります。お電話で一方向的に内容を通知したい場合は、担当弁護士事務所事務局に  
おいてお話を伺いするだけの対応はできます。それに対して、担当弁護士との対話を  
ご希望の場合には、時間を調整の上、折り返しご連絡を差し上げる形とするか、ご指定  
の日時にかねおして頂く対応となる場合がございますので、あらかじめお願い申し上  
げます。

なお、お電話による場合には、記録のために原則として録音させていただきますので、そ  
の旨をご了解の上、ご利用ください。

- 7 同社規程に基づく通報のほか、ご相談にも対応しておりますので、健全な事業活動を  
推進するため、ご遠慮なくご利用いただければ幸いです。オリンパス株式会社のコンプ  
ライアンスの推進に寄与できるように最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろ  
しくお願い申し上げます。

2015年4月